

経済建設委員会会議録

令和5年11月16日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:43

【 案 件 】

1. 産業振興について

【 報告事項 】

1. 競走場メインスタンド整備工事の進捗について (公営競技事業所)
2. 専用場外発売所の開設について (公営競技事業所)
3. いいづかブランドの認定について (特産品振興・ふるさと応援課)
4. 市道上における車両損傷事故について (土木管理課)
5. 公用車による交通事故の発生について (庄内支所経済建設課)
6. 飯塚市立病院の現状について (企業管理課)
7. 工事請負契約について (企業管理課)
8. 公用車による交通事故の発生について (上水道課)

○委員長

ただいまから、経済建設委員会を開会いたします。

市長から、市長就任に伴う関係各所訪問のため、本日の委員会を欠席する旨の申し出があっておりますので、ご了承願います。

「産業振興について」を議題といたします。「企業誘致の取組（事業拡大に伴う新築増設）について」、執行部の説明を求めます。

○企業誘致担当主幹

企業誘致の取組（事業拡大に伴う新築増設）につきまして、飯塚市太郎丸地内において、株式会社サンユーフーズが民有地を取得し新工場を開設、事業拡大に伴う新築増設しましたことをご報告いたします。

資料の1ページをお願いいたします。同社は飯塚市堀池地内、菰田保育所西側において、工場、事務所及び直売所を有しております。今回事業拡大に伴い、現工場敷では手狭となったことから新工場を建設されております。

初めに、土地の概要についてご説明いたします。所在地は飯塚市太郎丸字荻原30番1、国道200号バイパス済生会病院交差点西側であり、令和3年に民有地を取得されております。敷地面積は4322.02㎡、1309坪でございます。

次に、工場の概要についてご説明いたします。工場の名称は「株式会社サンユーフーズ 新工場」でございます。建築面積は1319.75㎡、延床面積は1274.35㎡、鉄骨造平屋建となっております。新工場につきましては、本年3月に着工、10月に完成しております。

次に、会社概要についてご説明いたします。事業者名は株式会社サンユーフーズ、代表者名は代表取締役 清原憲祐氏、資本金は2千万円、従業員数は42名となっております。主要事業内容は、冷凍魚介類の加工販売でございます。新工場建設に伴い、新たに10名の雇用を予定されております。今後、既存の工場、事務所及び直売所につきましては、新工場の稼働と並行して行う予定となっております。

なお、今回この新工場建設に伴いまして、経済産業省の補助制度、事業再構築補助事業で3千万円の事業採択を受けております。当市としましては、令和元年12月に移転に伴う用地

の確保及び採択可能な補助事業の有無などの相談を同社より受けまして、その後も継続的に情報提供や国の補助事業の説明に同行するなどのご協力をさせていただきながら、今回の新工場開設に至ったものでございます。

次のページをお願いします。新工場の位置図を上段に航空写真を下段に記載しております。

引き続き、雇用の創出と税収の確保、地元企業との取引拡大による地域経済の活性化を目指して、企業誘致に取り組んでまいります。

以上、ご説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたのでただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

次に、8月7日に開催された当委員会において資料要求のありました「つなぐカフェ@飯塚運営体制及び運営委員会名簿」について、執行部の説明を求めます。

○産学振興担当主幹

資料「つなぐカフェ@飯塚 運営体制及び運営委員会名簿」を御覧ください。

8月7日に開催された当委員会において、「つなぐカフェ@飯塚運営委員会の構成メンバーについて」資料要求を頂いたものについてご説明させていただきます。参考として(1)に前回委員会で提出させて頂いた資料を掲載しております。

つなぐカフェ@飯塚の運営体制については、設置者であるNPO法人住学協同機構筑豊地域づくりセンターを中心に設立した、つなぐカフェ@飯塚運営委員会により運営をしております。令和5年度の運営委員会の構成メンバーについては(2)にお示ししております。ナンバー1からナンバー3までが、NPO理事長、担当理事、ナンバー4からナンバー6は3大学教員選出の委員、7番から9番は民間事業者となっています。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、8件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「競走場メインスタンド整備工事の進捗状況について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

競走場メインスタンド整備工事の進捗状況についてご報告いたします。

資料「メインスタンド整備工事の進捗状況について」を御覧ください。本整備工事は令和4年3月18日に、松尾建設株式会社北九州支店と工事請負契約を締結し、令和7年6月末完了の予定で実施しております。旧第1スタンドにあった開催本部、審判室、番組編成室、CSスタジオ等を仮設審判棟に移設し、車券発売は仮設の発払い所を設置して、本場でのレース開催及び場外発売を行いながら工事を進めております。令和4年4月から旧第1スタンドの取り壊しを行い令和5年3月に解体が完了しております。今年3月から5月の間でボーリングによる地盤調査を行い、その後、6月から8月にかけて杭工事を実施しております。また、8月から10月初めにかけて、観覧席及び新スタンド部分の掘削工事と浅層改良工事を実施しております。現在は基礎工事を行っているところでございます。

今後は、年明けから鉄骨工事に入り、令和6年4月から12月までに防水工事、内外装工事、令和7年1月から3月で外構工事を行うこととしております。当初の計画どおり順調に進んでおり、その後、移設、検査を経て、令和7年7月に運用を開始する予定としております。

本場開催、場外発売を行いながらの工事で、長期にわたり来場者の皆様や、関係者の皆様には多大なご迷惑をお掛けしておりますが、メインスタンド完成後は、安全で快適なレジャー空間をご提供できるようになりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上となります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

今、報告にありましたメインスタンドの工事は当初計画どおり、順調に進んでおりますけれど、「長期間に渡っているため、来場者や関係者に多大な迷惑をかけている。」と報告がありましたけれど、開催日程の件で年間での開催日に偏りがあるという相談がっております。この件について、まず、開催日程については、どのように決定しているのかお伺いしたいと思います。

○公営競技事業所副所長

開催日程につきましては、まず、JKAのほうから次年度についての工事や定期検査、保守点検などで開催ができないような日にちの調査がございます。その後に、各5場の意向を反映した年間の開催日程日が案として示されまして、その後、各施行者が調整を図った後に、5場了承の上で、年間の開催日を決定しているところでございます。

○道祖委員

5場の意向を反映して決定しているということですが、先ほども言いましたけれど、開催日程に偏りがあるのではないかと。例えば、4月はデイレースばかり、5月はナイターレースばかり、6月はミッドナイトレースばかりというようになっていないかということですが、こういうふうに偏りがあるのではないかと。ということなのですが、実態を確認したいと思います。

○公営競技事業所副所長

オートレース場というのが全国5場しかないということもありまして、できるだけ各場の売上が確保できるように、同時開催を減らすなどの工夫を行い、各施行者の了承の下で、開催日程を決定しております。

質問委員が申されますように、今年度につきましては、4月はナイターレースが10日とミッドナイトレースが6日、5月はデイレースのみ7日、一方で10月についてはデイレースが11日、ミッドナイトレースが11日というふうに、月ごとでは開催が多い月、少ない月など、偏りと思われる部分もございまして、年間を通しての日程でございますし、他場との兼ね合いも考慮しております。

年間の日程で申しますと、デイレース及びナイターレースが78日、ミッドナイトレースは85日の予定でございまして、開催について、どちらが多いとかいう極端な偏りはございません。

○道祖委員

デイレースです、普通の昼間のレース、そしてミッドナイトレースというふうになると、働く人たちの雇用形態がどうなっていくのか心配なんです。均一であれば均一の、例えば一般の会社の、例えば市役所もそうですけれども、8時半から5時15分までの勤務であったら、きちっと勤務体系が組めるけれど、その月その月で開催に合わせて勤務体系を組まなくてはならないとなると、いろいろ問題が生じるのではないかなと思うんです。もう一つ言うと、普通の日の開催が今少なくなっている、どうしても他場の関係もあるということですから、致

し方ないとしても、メインスタンドが令和7年6月に完成すると、その時に、お客さんが普通の日に来られる方がいなくて、メインスタンドが閑散としているという、要は、ミッドナイトレースとかそういうことばかりやっていて、メインスタンドが必要ないような状況になるということになれば、いろんなご指摘をいただいてこの工事にかかっていますから、お客様が昼間はいらっしゃらない、そこに、昼間はしないんだという意識づけがファンの方にされたら、将来的に非常に困るなど思っておるのですが、そういう点から考えて、どういうふうに取り組んでいくか、十分に検討してほしいと思いますけれど、まずは今の状況で、その場で働く人たち、選手もいらっしゃるでしょうし、従業員もいらっしゃるでしょうし、食堂の問題もあるでしょうし、そういう関係者と、きちっと事前に、こういうことで開催していくから、問題点は何があるのか掘り下げて、そして事前に調整しながら、メインスタンドが出来上がった時に、円滑に運用ができるように調整していただきたいと思っておりますけれど、そういうことは可能でしょうか。

○公営競技事業所副所長

開催の日時などにつきましては、施行者が競走を開催するときの固有事務でございますので、先ほど申しましたけれども、JKAの案を基に各施行者が調整の下で決定しております。この調整の段階で、競走実施を委託しております競走会や、現在運営を委託しております日本トーターなどと、従業員の関係も含めまして、極端な連続開催になっていないかなどの、日程的にレースの開催が可能かどうかなどの確認の作業は現在も行っております。今後につきましても、その辺の調整を行いながら、開催の日程の決定は行っていきたくと思っております。

○道祖委員

くどいようですが、やはりレースに関わる人たちが、いろいろな団体がいらっしゃいますから、その人たちの雇用の維持も必要なんです。それが不安定になって、再度言いますが、メインスタンドが出来上がった時に、どこかの団体に欠員があつて、思うように運営ができないと。そういうことになったら困るので、今の状況の中で、やはり関係者、いろいろな方がいらっしゃると思っておりますけれど、きちっと調整を凶って、働く場所があるという前提の中でやっているのですから、そこで働く保証ができないというような状況で運用をされていったら非常に困るということを伝えたいわけです。その辺の調整を再度きちっと関係者とやっていたきたいと要望いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「専用場外発売所の開設について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

続きまして、新たにオートレース場外車券売場が開設されましたので、ご報告いたします。

資料の「専用場外発売所の開設について」をお願いいたします。名称は「オートレース館林場外」、開設場所は群馬県館林市赤生田町、競輪場外車券売場の館林場外競輪車券売場内に設置をされております。設置者は日本トーター株式会社、管理施行は伊勢崎市となっております。伊勢崎市を介しまして、飯塚オートレース場での開催の車券発売を委託しております。オープンにつきましては、令和5年9月6日となっております。

資料の2ページのほうをお願いいたします。このオープンによりまして、全国の専用場外発売所は36か所となりまして、そのうち飯塚市が管理施行しております発売所は現在10か所でございます。

以上、報告となります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「いづかブランドの認定について」、報告を求めます。

○特産品振興・ふるさと応援課長

「いづかブランドの認定について」、ご報告いたします。

令和3年度より、特産品振興・ふるさと応援課の新設に伴い、地元ブランド化推進事業として、市内中小企業事業者が、これまでに生産・加工・製造した商品をいづかブランドとして認定しまして、本市の知名度の向上と特産品の創出を推進することで、地域経済活性化の振興と中小企業者の支援を推進しているところでございます。

今年も、令和5年度いづかブランド認定審査会を開催いたしまして、新たに5製品の認定を行いましたので、ご報告するものでございます。

資料の2ページを御覧ください。まず、いづかブランド認定に係る流れをご説明いたします。公募期間は本年7月3日月曜日から8月1日火曜日までとし、申請できる事業者は市内に本社機能を有する、中小企業法に基づく中小企業者及び小規模事業者若しくは市長が特に認められた者となっております。申請対象の製品といたしましては、一次産品、加工品、工芸品又は事業者の製品・技術等であって、市内で生産、製造若しくは加工されたもの又は市内の生産物を材料として製造、加工されたものであり、本市の地域資源又は魅力を発信できるものとして公募を行いましたところ、申請状況といたしまして、市内事業者10社から12製品の申請がございました。

選定方法につきましては、プレゼンテーション審査としており、審査委員各60点の計420点満点で、平均45点以上かつ一定基準を満たしたものを獲得した製品を認定する基準として実施をいたしました。

資料の3ページを御覧ください。次に、審査会の選考委員の皆様についての表記でございます。こちらが審査員の一覧でございますが、審査員7名、アドバイザー1名の計8名で構成しており、特にマーケティングや商品企画、物産を手掛けてきた方々で、全て市外部の皆様をお願いをしているところです。また、近畿大学産業理工学部経営ビジネス学科准教授の太田先生には、アドバイザーとしてご参加いただいております。

資料の4ページを御覧ください。右側に記載しております、認定の審査基準でございますが、認知度、魅力度、独自性や創造性、地域性・コンセプト、品質・技術力、市場性・将来性といった、大きく6項目にわたる審査基準に基づいて審査をお願いしました。なお、審査方法は左側に記載のとおり、事業者によるプレゼンテーション方式で、去る8月22日火曜日に認定審査会を実施したところでございます。

次に、資料5ページをお願いいたします。審査結果についてです。申請のございました、10事業者12製品中、5事業者5製品を認定することといたしました。令和3年度からの集計で、企業によっては同一事業者もございまして、最終的には、3年間の合計が20事業者31製品ということになります。本年度の認定製品の事業者名と製品名の一覧をこちらの方に記載しております。各読み上げにつきましては省略をさせていただきます。

資料6ページをお願いいたします。最後に、今後の予定についてです。認定製品につきましては、今後、本市が行う催事や市のホームページへの優先的な依頼や掲載、本市も加盟しております福岡県物産振興会が主催する関東等の都市圏での催事の出品のほか、情報誌、マスコミ等への情報提供、さらにはふるさと納税サイトへの特設ページへの掲載等を行うこととしております。また、今回の審査において認定されなかった製品につきましては、今回の審査に審査員としてご参加いただいた各団体や機関との連携を図りまして、今後、本市の認定製品となることができるよう、フォローアップを務めていく予定としております。

なお、先程ご紹介しました5製品につきましては、詳細情報を次のページに掲載しております。機会がございましたら、是非お買い求めいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故の発生について」、報告を求めます。

○土木管理課長

「市道上における車両損傷事故の発生について」、ご報告させていただきます。資料をお願いします。

本件事故は、令和5年9月12日火曜日午前9時30分ごろ、飯塚市椋本地内において、土木管理課職員が、市道端の草を伐採中、椋本方面から太郎丸方向へ走行してきた相手方車両のフロントガラスを飛び石により損傷させたものです。本件事故における損害賠償額は、16万3562円であり、市の過失は10割でございます。本件事故の原因につきましては、道路周辺で、車両の通りがあるのにもかかわらず、防護ネットの使用を怠ったことによる事故であります。当該職員に対しては厳重注意を行うとともに、課内職員に対しましても、作業中の安全管理に対する一層の注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故の発生について」、報告を求めます。

○庄内支所経済建設課長

「公用車による交通事故の発生について」、ご報告をさせていただきます。資料をお願いいたします。

本件事故は、令和5年10月13日金曜日午後3時40分ごろ、庄内支所経済建設課職員が、市道の現地確認へ向かうため、駐車中の公用車を後進した際、後方の安全確認を十分にしないまま後進したため、後方に駐車していた相手方車両の左前部に接触し、左前部バンパー等を損傷させたものでございます。本件におきまして、相手方及び市側ともに人身傷害はございません。また、この事故の損害賠償につきましては、現在相手方と協議を行っているところでございます。

この事故の原因につきましては、後進時の後方確認を十分に行わなかったことによるものでございます。当該職員に対し、厳しく注意し指導をいたしております。また、他の職員につきましても、改めて課内研修を行い、危機管理意識と、細心の注意を払って業務にあたるよう指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立病院の現状について」、報告を求めます。

○企業管理課長

「飯塚市立病院の現状について」、ご報告いたします。

資料1ページをお願いいたします。まず、医師、看護師数の状況についてご説明いたします。医師数でございますが、右端の欄のところに、前回報告いたしました令和5年7月1日、緑色の部分と、直近の令和5年10月1日、黄色部分を記載しております。これを比較いたしますと、常勤医師では、小児科で1名の減、整形外科で1名の減、計30名となっております。非常勤医師では、小児科で1名の増、麻酔科で1名の増の計44名で、合計は74名となっております。

次に、下段の看護師数は前回の報告から増減はありませんが、正規職員が141名、臨時職員22名、合計163名となっております。

続きまして、資料の2ページをお願いいたします。こちらは、令和5年度の診療科目別患者数の月別推移表でございます。表の右側の黄色の部分に、令和5年4月から9月までの延べ患者数を記載しておりますが、その列の合計欄、下から5段目になります、こちらのほうにお示ししておりますように、入院が33527人、外来は58844人となっております。これを緑色の部分の令和4年度の同時期と比較しますと、入院で2249人の増、外来で1170人の増となっております。また、一日当たりの患者数では、入院で183.2人、外来で474.5人となっております。前年度同時期と比較しますと、入院で12.3人の増、外来で5.6人の増となっております。病床利用率につきましては73.3%で、前年度より4.9ポイント増加しております。

入院外来とも、患者数は回復傾向にあります。特に、整形外科の入院は新型コロナウイルス感染症の影響による病床数の制限がなくなったことにより、大幅に増加しており、それに伴いまして、リハビリテーション科の外来も増加しております。耳鼻咽喉科につきましても、患者数が増加しておりますが、この要因としましては、診療体制の拡充により増加したことが考えられます。また、令和4年度に救急科を新設したことにより、救急搬送からの入院受入等が増加しており、救急医療体制の強化が図られているものと考えております。

続きまして、資料の3ページをお願いいたします。飯塚市立病院経営強化プラン（案）の策定について説明をさせていただきます。

まず、経営強化プラン策定（案）の背景・趣旨について説明させていただきます。令和4年3月に総務省より、公立病院を設置する地方自治体に対して、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが示され、経営強化に向けた新たなプランとして策定が求められております。飯塚市立病院におきましても、ガイドラインの趣旨である「持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要である。」というガイドラインの考え方にに基づき、経営強化プラン（案）の策定に取り組んでおります。

本プランの策定内容について説明させていただきます。具体的なプランの項目については、（1）役割・機能の最適化と連携の強化（2）医師・看護師等の確保と働き方改革（3）経営形態の見直し（4）新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組（5）施設・設備の最適化（6）経営の効率化等となっております。この（1）から（6）の項目について、内容ごとに取り組みや数値目標を記載しております。

まず、資料3ページの左側の端のほうに記載させていただいておりますけれども、（1）の役割・機能の最適化と連携の強化については、地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割、地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割、機能分化・連携強化について記載をさせていただいております。

資料4ページ目をお願いいたします。こちらのほうの（2）医師・看護師等の確保と働き方改革につきましては、医師・看護師の確保に向けた取り組み、医師の働き方改革への対応に向けた

取り組みについて記載しております。(3) 経営形態の見直しについては、経営形態の現況、見直しの検討の方向性等について記載をしており、(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組については、公立病院が感染拡大時に果たすための体制整備について記載しております。(5) 施設・設備の最適化につきましては、施設・設備の適正管理と整備費の抑制、デジタル化への対応について記載しております。資料4ページの下段から5ページ目の(6) 経営の効率化につきましては、経営指標に係る数値目標を記載させていただいております。

収支計画につきましては、3部構成となっております。6ページから7ページが指定管理者と公営企業会計の収支計画を合計したもの、8ページから9ページが指定管理者分、10ページから11ページが公営企業会計となります。各収支計画の表面が収益的収支、裏面が資本的収支となり、資本的収支につきましては、公営企業会計のみの計上となっております。指定管理者分、公営企業会計分の収支計画の数値については、2年度から4年度までは実績値の数値を、令和5年度以降は実績値及び医療機能等に係る数値目標、経営指標に係る数値目標、その他要件等をもとに、見込値数を算出し計上をしております。合計分の収支計画につきましては、指定管理者と公営企業会計の収支計画で重複計上している数値を差し引いたものとなっております。また、本プランの点検・評価・公表等につきましては、5ページの末尾に記載しておりますが、プラン策定後は、毎年飯塚市立病院管理運営協議会にて点検・評価を行い、その結果をホームページにて公表することとしております。なお、本プラン(案)につきましては、令和4年度より飯塚市立病院管理運営協議会においてご審議いただき、8月3日開催の本年度第1回市立病院管理運営協議会において承認をいただいております。現在、福岡県に提出を行っており、福岡県の確認後、務省へ提出される予定となっております。

以上で、「飯塚市立病院の現状について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○企業管理課長

工事請負契約の締結状況につきましてご報告いたします。

今回、報告をいたします工事は、専門工事3件でございます。それぞれ、業者選考委員会において、建設工事指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、専門工事管水道A等級に格付されている市内業者を指名することに決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料1ページをお願いいたします。新飯塚潤野線道路改良に伴う配水管移設工事につきましては、9者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6591万2千円、落札率94.99%で、有限会社三和設備工業が落札をいたしております。

資料2ページ目に位置図及び工事概要をお示しいたしております。

次に3ページをお願いいたします。大分地区配水管布設替工事につきましては、12者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6170万6700円、落札率90.69%で、株式会社深田環境開発工業が落札しております。なお、本件の入札につきましては、12者中、最低制限価格によります7者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

資料4ページ目に、1件目と同様に、位置図及び工事概要をお示しいたしております。

次に5ページ目をお願いいたします。伊川地区配水管布設替工事につきましては、8者による入札を執行いたしました。その結果、落札額4972万7700円、落札率91.82%で、

株式会社三英工業が落札しております。なお、本件の入札につきましては、8者中、最低制限価格によります4者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。資料6ページ目に、位置図及び工事概要をお示ししております。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故の発生について」、報告を求めます。

○上水道課長

「公用車による交通事故の発生について」、ご報告させていただきます。資料をお願いいたします。

本件事故は、令和5年10月11日水曜日午前9時頃、飯塚市秋松地内において、上水道課職員が公用車で水道管の修繕現場へ向かう途中、穂波川左岸側堤防道路である市道碓川堤防西1号線から、県道飯塚大野城線に突き当たる三叉路を右折するため、左側方向を確認しながら減速し走行していたところ、前方を走行していた相手方車両が停止していることに気付くのが遅れ、相手車両後方部に公用車前方部を接触させ、相手方車両等に損害を与えたものです。本件事故における損害賠償につきましては、現在相手方と協議を行っているところであります。本件事故の原因につきましては、前方不注意によるものであり、安全確認を確実に行えば防ぐことのできた事故であり、当該職員に対しましては厳重に注意を行うとともに、課内職員に対しましても、交通安全に対する一層の注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。